

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町

2 構造改革特別区域の名称

北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人技能実習生受入れ特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 両町の基幹産業としての発展

枝幸郡の開発の起源は、貞享年間（1684～87年）に宗谷場所の一部として松前藩の直領の漁場が開設されたことに始まる。サケ・マス・ニシン・サンマのほか、多種多様な漁獲に恵まれ、タラバガニ・ナマコ・ホタテなどの缶詰や加工品の輸出もしていたが、明治42年には枝幸漁業組合を設立し、サケ・マスのふ化事業や漁民の生活基盤の安定に取り組んできた。

大正5年には、頓別村（現浜頓別町・中頓別町）が枝幸村（現枝幸町）と分村し、それぞれ別の自治体としての歩みを始めたが、昭和8年には頓別漁業組合も設立され、漁家経営の改善に努めてきた。

その後も、両町ともサケ・マスのふ化放流事業やホタテの稚貝放流によって、資源の安定化を図っており、かつてのニシン・サンマなどの一時性多獲魚主体から、近年では主要魚種はサケ・ホタテ・毛ガニに替わってきている。サケはオホ

ーツクのメジカとして高級魚のブランドを維持しており、ホタテは干貝柱や冷凍食品として加工され、毛ガニは北海道の特産品として珍重されている。

(2) 地場産業としての発展

こうした資源管理型漁業への取り組みの結果、特にホタテ漁業については総水揚量の50%ほどを占めるまでとなり、毎年の漁獲量が約40,000トンと安定してきている。

また、毛ガニについては漁獲許容量に沿った操業体制を確立し、資源量の安定に努め、サケ・マスは増養殖事業によって、ここ数年4,000～5,000トンの漁獲を確保しており、主要魚種としての漁獲量を保っている。

両町とも古くから水産業を基幹産業として発展を遂げてきたが、水産加工施設等の整備を進めるとともに、良質の原材料を活かしながら付加価値を高めるため、水産加工技術の向上を図り、地場産業の充実に努めている。

(3) 国際交流の進展

明治の頃からホタテ干貝柱や乾燥ナマコなどの輸出は行われてきたが、近年、中国を始めとするアジア経済の進展により、これらの国から本邦への製品輸出は増加の傾向にある。これらの地域における加工場については、独自の加工技術の促進や新たな技術革新をめざす活動がみられる。

このような状況の中、枝幸・浜頓別の両町では、平成13年度から延べ752名の外国人研修生を受入れ、技術・知識等を修得することにより、研修生派遣国の加工技術の発展と国際貢献に寄与している。

また、両町及び宗谷国際人材交流協同組合（監理団体）並びに受入れ企業（実習実施機関）では、外国人研修生に日本の文化や習慣を理解してもらうため、地域の祭りや盆踊りなどのイベントに積極的に参加し、地域住民との交流を深めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、外国人技能実習生が水産加工に係る高度な知識・技術等を修得し、自国の加工技術に発揮することによってその国の経済発展を担い、ひいては国際経済の進展に寄与できるものとする。

また、実習実施機関においても、異文化との交流を経験することによって、企業内での国際化や意識改革が図られ、将来の海外取引の拡大などの地域経済の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特別区域においては、国際的な人材育成や経済交流の促進を図る観点から、外国人技能実習生の受入れ枠を拡大することによって、外国人技能実習生の高度な技術・技能・知識等の修得と、安定的な受入れが実現することになり、帰国後に自国でその成果を活かすことで、技能実習生派遣国の水産加工技術の向上が図られる。

また、我が国の地域経済面からも、実習実施機関が国際感覚を醸成することによって、新たに海外に向けた事業の展開をめざすなど、相互の国際的経済交流の進展を通じた地域経済の活性化を目標とするものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

監理団体である宗谷国際人材交流協同組合に加入している水産加工業者は、枝幸町に14社（漁業協同組合含む）、浜頓別町に8社（同）あり、オホーツク海の豊かな水産資源を活かした高い水産加工技術を持つ企業が集積している。

本計画の実施によって、外国人技能実習生が50名程度増加することが見込まれ、特に中国を中心とするアジア地域との経済上の交流の活発化や、国際的な人

的交流の活性化が期待できる。また、地域においても住民レベルでの国際交流が日常的に行われることから、相互の生活習慣や文化の違いを理解しあいながら、更に国際友好関係の強化が進展することを期待できる。

8 特定事業の名称

外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（506（513））

別紙

1 特定事業の名称

506（513） 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宗谷国際人材交流協同組合

出資金：420万円

所在地：北海道枝幸郡枝幸町幸町1番地

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

別表1のとおり（構造改革特別区域に係る実習実施機関一覧）

(2) 事業が行われている区域

枝幸町及び浜頓別町の全域

(3) 事業の実施時期

外国人技能実習生の受入れに関する特例の適用は、当該特別区域の認定を受けた日以降の、直近の外国人技能実習生の受入れから開始したい。なお、その後も継続して特例措置の適用を受けることを想定している。

(4) 事業により実現される行為

従業員50人以下の中小企業において、外国人技能実習生の受入れ数が「3人」から「6人」に拡大されることにより、国際的な人材の育成の促進はもとより、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の充実が図られ、地域における国際交流が推進される。

(5) 監理団体・実習実施機関及び関係機関との連絡体制

① 監理団体・実習実施機関

監理団体とは電話、電子メールはもとより、定期的に訪問するなど、円滑な連絡体制を継続し、本特例措置を適切に実施するための情報交換を行う。また、適宜講習実施状況に係る報告を受けるとともに、関係書類等の点検を行うなど、共同して不正行為や不適正事例等の発生の未然防止を図る。

実習実施機関に対しては、必要に応じ直接訪問し、実習実施状況等の把握や指導、助言に努める。

関係法令等の理解については、国等の関係機関からの情報提供を速やかに行い、監理団体の総会等の機会あるごとに、本特例措置の趣旨を含め実習実施機関への周知徹底を促す。

なお、外国人技能実習生の受入れにあたっては、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の五省共管により設立された財団法人国際研修協力機構（JITCO）を介して実施していることから、JITCOの技能実習生の受入れ・管理体制に関する知識等を活用し、なお一層の連絡体制の充実を図る。

② 関係機関

本特別区域を管轄する地方入国管理官署、労働基準監督署は、同区域に設置されていないため、実習実施機関等における不正行為や不適正事例等が発

生していないかを文書等によって照会・確認するとともに、機会を捉え訪問するなど、情報交換や適切な指導、助言を得るものとする。

警察署については、本特別区域を管轄する地元警察署があり、従来から防犯・交通安全等に係る講習の講師を依頼するなど、円滑な連絡体制にあるが、訪問機会を増やすなど情報交換の充実を図る。

なお、不正行為や不適正事例等が発生した場合には、両町は実習実施機関等から速やかに報告を受けることとなっているが、両町からも実習実施機関等に報告を求めることとし、関係機関に迅速かつ正確な報告を行い、発生事案に応じた適切な対応を講じるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

【主たる産業】

①当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

＜要件適合性を認めた根拠＞

：本特区内の主たる産業について、両町の産業は漁業と酪農を中心とした農業に分類されるが、その豊富な水産資源を活かした水産加工は、31社が両町内で経営しており、地域的集積性が認められる。

また、産業集積を業種別事業所の構成比から見ると、水産加工就業者は枝幸町では88.9%、浜頓別町では62.1%を占め、出荷額でも枝幸町は91.0%、浜頓別町では大規模な乳製品加工場があるため相対的に低くはなっているものの23.7%を占めている。

従って、特区内の事業所・就業者・出荷額構成比から見ると、水産加工業は特別区域内の主たる産業であると認められる。

【技能実習生派遣国との経済的交流】

②当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。

＜要件適合性を認めた根拠＞

：取引額については、特区内の事業所及び北海道漁連を対象に調査を実施したところ、別表2のとおり集計結果を得たことから、両町における過去1年間の取引額が10億円を上回っていることを確認した。

【研修又は技能実習に従事した者の帰国後の就業状況の確認】

③当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

＜要件適合性を認めた根拠＞

：研修又は技能実習に従事した者の帰国後の就業状況について、監理団体を通じて調査を行ったところ、別表3のと通りの回答を得た。

その結果、過去1年間に帰国した者の大半が、本邦で修得した技術、技能等を発揮できる業務についていることが確認された。

【特区に係る有効求人倍率】

④当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。